

埼玉日本語学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、日本の高等教育機関への進学を目指す日本語を母語としない学生に対し、日本での進学・生活に必要な日本語教育を提供し、その自己実現を支援することで、多様性を包摂する共生社会の構築に貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 本学は、埼玉日本語学校（英語表記：Saitama Japanese Language School）という。

(位 置)

第3条 本学は、埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目58番地1に置く。

第2章 課程、修業期間収容定員及び休業日

(課程、修業期間、収容定員)

第4条 本学の課程、修学期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	課程名	修学期間	収容定員	クラス数
午前クラス	進学2年課程	2年	80	4
	進学1年6か月課程	1年6か月	78	4
	小計		158	8
午後クラス	進学2年課程	2年	120	6
	小計		120	6
	合計		278	14

(始期・終期、学期)

第5条 本学の進学2年課程は4月に始まり、3月に終わる。
進学1年6か月課程は10月に始まり、3月に終わる。

2 1年を分けて次の学期とする。

(1) 4月期：4月1日から9月30日まで

(2) 10月期：10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（8月上旬から8月下旬まで。終始日は各年度前に決める）
- (4) 秋季休業（9月下旬から9月末日まで。終始日は各年度前に決める）
- (5) 冬季休業（12月下旬から1月上旬まで。終始日は各年度前に決める）
- (6) 春季休業（3月中旬から4月上旬まで。終始日は各年度前に決める）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

- 午前クラス 8時50分から12時10分まで
- 午後クラス 13時から16時20分まで

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の教育課程及び授業時数は、別紙のとおりとする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、授業参加度、課題提出状況等を総合して決定し、次の表のとおり5段階で評価する。

評価	合格				不可
	A+	A	B	C	F
評点	100～95	94～85	84～70	69～60	59 以下

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 14名以上(うち専任7名以上)
 - (4) 生活指導担当者 1名以上(兼務を妨げない)
 - (5) 事務統括責任者
 - (6) 事務職員 1名以上(事務統括責任者を除く)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(教員会議)

第11条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長または主任教員が主宰する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 原則として年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者、または本国における保証人あるいは本人が学費及び生活費を負担する能力を有する者
- (5) 進学2年課程は日本語学習歴150時間以上、または日本語能力試験N5(日本語教育の参照枠A1)相当以上の日本語能力を有する者。進学1年6か月課程は日本語学習歴300時間以上、または日本語能力試験N4(日本語教育の参照枠A2)相当以上の日本語能力を有する者。

(入学時期)

第13条 本学への入学は年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める学生納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならぬ。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならぬ。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならぬ。

(転学)

第17条 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならぬ。

(転入学)

第18条 本学への転入学を希望する者がいる場合、やむを得ない事情があると認めたときは、選考の上許可することができる。

(進級・修了・卒業の認定)

第19条

進級

- (1) 教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、C判定以上の成績を修めた者が進級する。
- (2) 一科目でもF判定がある場合は補習・追試を実施し、一定基準の点数を修めた場合、C判定の成績を付与する。

2 修了・卒業の認定

校長は、下記に定める修了要件を全て満たした者に対して、本学所定の課程の修了を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 出席率75%以上である者。
- (2) 全授業科目において第9条に定めるC判定以上の成績を修めた者。

(褒章)

第20条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒章を与えることができる。

(懲戒処分)

第21条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、及び退学の三種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。

- (1) 学生として著しくそぐわない言動・行動をし、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 正当な理由なく、学生納付金を1カ月以上滞納した者
- (6) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者
- (7) 日本国の法律を犯した者

第5章 学生納付金等

(学生納付金)

第22条 本学の学生納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入 学 金 70,000円
- (2) 授 業 料 600,000円 (年額)
- (3) 施 設 費 80,000円 (年額)

(納 入)

第23条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞 納)

第24条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第25条 既に納入した学生納付金は、学生納付金等返還規定に基づくものとする。

第6章 雑 則

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、次の表のとおり実施する。

課程名	実施時期	検査項目
進学2年課程	6月	内科診察・身長・体重・視力・聴力・血圧・尿検査
進学1年6か月課程	12月	胸部エックス線

(学生寮)

第27条 学生寮に関する事項は、学生寮規程に定める。

(細 則)

第28条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年においては、第5条改訂にかかわらずコースを次のとおりとする。

また、第21条の規定についても、令和2年度については、従前の例による。

	コース名	修学期間	入学定員	総定員	クラス数
第1部	2年コース	2年	40	80	4
	1年9月コース	1年9月	19	19	1

	1年6月コース	1年6月	20	40	2
	小計		79	139	7
第2部	2年コース	2年	40	80	4
	1年9月コース	1年9月	19	19	1
	1年6月コース	1年6月	20	40	2
	小計		79	139	7
	合計		158	278	14

附 則

この学則は、令和3年12月12日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した生徒については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。